

# 曾於市特定不妊治療費助成制度

曾於市では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けられた夫婦に不妊治療費の助成金を給付しています。

## 対象となる不妊治療

県指定の医療機関で治療する配偶者間で行う医療保険が適用されない治療の中で

＊女性：体外受精及び顕微授精

＊男性：前項による治療の一貫として行われた治療で、精巣内精子採取術等による精子を精巣又は精巣上体から採取するため手術等

## 助成対象者及び支給要件（以下の要件を全て満たすこと）

- ・夫婦のいずれかが、治療を開始する1年以上前から曾於市に住民登録をしていること。
- ・法律上の婚姻をしている夫婦及び事実婚の夫婦であること。
- ・市税、市営住宅の住宅料および保育園の保育料等に未納がないこと。
- ・鹿児島県不妊治療費助成事業承認決定通知書の交付を受けていること。

## 助成額及び期間

### 助成金の額

＊女性：1回につき上限10万円（鹿児島県不妊治療費助成額を控除した額）

＊男性：1回につき上限10万円（鹿児島県不妊治療費助成額を控除した額の1/2の額、100円未満は切捨て）

### 回数

＊女性の不妊治療に対する助成回数等については、  
鹿児島県不妊治療費助成事業に準ずる。



## 申請に必要な書類等

- ①曾於市特定不妊治療費助成事業申請書
- ②鹿児島県の承認決定通知書の写し
- ③治療に要した費用の領収書の写し
- ④特定不妊治療費助成金請求書
- ⑤債権者登録申請書
- ⑥振り込み指定口座の通帳の写し
- ⑦印鑑

※⑤⑥は2回目以降の申請では不要です。

☆**男性不妊治療費助成**を申請される方  
⑧特定不妊治療費助成事業受診等証明書  
(鹿児島県不妊治療費助成事業受診等証明書の写しでも可)

※鹿児島県不妊治療費助成事業  
については鹿児島県ホームページ  
をご覧ください。

